

# 剰余金処分計算書

生活協同組合コープながの

(単位：円)

項目	金額
I 当期末処分剰余金	<u>2,059,801,497</u>
II 剰余金処分類	
1 法定準備金	200,000,000
2 出資配当金	49,634,201
3 任意積立金	
(1) 資産再評価等積立金	800,000,000
(2) 事業用施設積立金	60,000,000
(3) 災害費用等積立金	<u>800,000,000</u>
	<u>1,909,634,201</u>
III 次期繰越剰余金	<u><u>150,167,296</u></u>

## 1. 剰余金処分について

### (1) 法定準備金

生協法第51条の4および定款に基づき毎事業年度の剰余金の1/10以上を出資金の1/2に達するまで積み立てることが必要です。財務構造の健全化を向上させるため積極的に積み立てます。

剰余金処分後の法定準備金は、5,650,000,000円です。

### (2) 教育事業等繰越金

生協法第51条の4および定款に基づき、毎事業年度の剰余金の1/20以上を次期繰越剰余金に含めて繰り越す必要があります。2020年度の繰越額は90,000,000円です。

### (3) 出資配当金

2020年度における出資金拠出額（2020年度期中の出資金の平均残高）の0.4%相当額とします。

なお、出資配当金については20.42%の所得税が源泉徴収されます。

出資配当金の支払は各組合員への出資金振替（増資）によって実施します。

対象者は、総代会当日における在籍組合員です。

### (4) 任意積立金

#### ① 資産再評価等積立金（目的積立金）

今後想定される減損損失や固定資産の除却・売却損失を補填し財務基盤を確保するため、800,000,000円を積み立てます。

#### ② 事業用施設積立金（目的積立金）

今後予定をしている事業施設の更新の金額に見合った積立額とするため、60,000,000円を積み立てます。

#### ③ 災害費用等積立金（目的積立金）

大規模な自然災害や社会的経済基盤の機能停止が生じた場合でも事業を継続するために費やす臨時的費用や復旧費用などの財務的基盤を予め確保するため、800,000,000円を積み立てます。

#### ④ 剰余金処分後の任意積立金額

2020年度剰余金処分後の任意積立金の総額は5,410,000,000円です。

- a) 資産再評価等積立金 (1,750,000,000円)
- b) 事業用施設積立金 (1,310,000,000円)
- c) 災害費用等積立金 (2,350,000,000円)